

大津市結婚新生活支援事業補助金 よくある質問

婚姻について

Q1	大津市外で婚姻届を提出・受理した場合は対象になりますか？
A1	申請時点で住民票の住所が大津市であれば、対象になります。

Q2	再婚の場合は対象になりますか？
A2	対象になります。ただし、夫婦のいずれもが、過去にこの補助金（他の自治体における同種の補助金を含む。）を受けていないことが条件です。

Q3	婚姻日における年齢はどのように計算しますか？
A3	戸籍謄本等で婚姻日及び夫婦の生年月日が確認できる書類で確認します。 その際、年齢計算に関する法律第2項及び民法第143条に基づき、誕生日の前日に年齢が加算されます。

所得について

Q4	所得とはこういったものを指しますか？
A4	所得税等の算定基礎となる所得の考え方に準じて算出します。 個人に複数の所得がある場合には、これらの所得を合算します。 <例> ・給与のある方：1年間の給与・賞与等の収入金額－給与所得控除額 （源泉徴収票の給与所得控除後の金額欄） ・個人事業主の方：1年間の売上金額－必要経費

Q5	令和6年中に所得が無い場合でも所得証明書の提出は必要ですか？
A5	必要です。

Q6	無職の場合でも所得証明書の提出は必要ですか？
A6	必要です。

Q7	夫婦の所得合計が500万円未満で奨学金の返済をしています。 返済を証明する書類は必要ですか？
A7	所得要件を既に満たしているため、返済を証明する書類は不要です。

Q8	夫婦の所得合計が500万円以上の世帯です。補助の対象になりますか？
A8	対象になりません。 ただし、貸与型奨学金を返済している場合は、令和6年中に返済した額を合計所得から控除した額が500万円未満の場合は対象になります。

Q9	所得から控除できる貸与型奨学金の年間返済額はいつからいつまでの期間に返済した額ですか？
A9	令和6年1月から12月までの間に返済した額です。

対象経費等について

Q 10	夫婦が 29 歳以下であれば一律で 60 万円が貰えますか？
A 10	この補助金は一律ではなく、補助対象経費（住居費）に応じて補助金額を決定するものです。対象要件を満たした上で、補助対象経費が年齢によって異なる上限額に達した場合には、最大の金額（29 歳以下は 60 万円、39 歳以下は 30 万円）を交付します。

Q 11	賃借の場合、家賃と共益費はいつの分からが補助対象になりますか？
A 11	同居開始日からの家賃と共益費が対象になります。 令和 7 年 4 月 1 日から申請日までにお支払い済みの費用に限ります。 同居開始日については、住民票の写しで確認します。

Q 12	婚姻を機に夫婦の一方が婚姻前から賃借している物件に配偶者が入居する場合や、婚姻前から夫婦が同居している物件の場合は、補助の対象になりますか？
A 12	いずれの場合も対象になります。 ただし、夫婦の一方が婚姻前から賃借していた物件であれば、婚姻を機とした同居開始日以降に生じた費用が、また、婚姻前から夫婦が同居している物件であれば、婚姻日以降に生じた費用が、それぞれ対象になります。 一方、婚姻を機に新たに物件を賃借する場合は、契約書等で婚姻を前提に同居していることがわかる場合は、同居開始日以降に生じた費用が対象になります。

Q 13	婚姻前から同居している場合は、補助金の対象経費はどのようにになりますか？
A 13	【住居取得（購入）の場合】 婚姻日前 1 年以内に取得に係る契約を締結していれば、令和 7 年 4 月 1 日から申請日まで支払い済の費用が対象になります。 【住居賃借の場合】 契約書等で婚姻を機に同居していることがわかる場合は、同居開始日以降に支払い済の費用が対象になります。令和 7 年 4 月 1 日以降の支払いであれば、初期費用（敷金・礼金・仲介手数料）も対象になります。

Q 14	夫婦以外（親族等）の名義で契約した住居の取得費、賃借費は対象になりますか？
A 14	対象になりません。

Q 15	口座振込やクレジットカードで支払いをしたので領収書がないのですが、どうすればよいですか？
A 15	振込が確認できる通帳の写し等を提出してください。 ネットバンキングやモバイルバンキング等で支払い、紙の領収書がない場合は、アプリ上の画面等を印刷し提出してください。 <u>支払者（口座名義人）、支払名目、支払日、支払先、内訳、金額が分かる書類が必要です。</u> 1 種類の書類で内訳などがすべて確認できない場合は、例えば領収書 + 通帳のコピーなど、複数の書類を組み合わせいただいても構いません。

Q16	住宅取得費用とはどのような費用を指しますか？
A16	建物の購入費（新築、中古問わず）、工事請負費（新築のみ）を指します。 【対象外（住宅取得費用ではないもの）の例】 リフォーム代、土地購入代、外構に係る工事費、住宅ローン手数料

Q17	他の補助制度との併用は可能ですか？
A17	他自治体等から当事業と同様の補助金を受けている場合は、補助対象になりません。 また、国や県の住宅補助制度を受けられた方についても補助対象にならない場合があります。 特に住居取得（購入）の方はご注意ください。 【併給不可事業例】 ・子育てエコホーム支援事業＜国土交通省＞ ・子育てグリーン住宅支援事業＜国土交通省＞ ・高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金（給湯省エネ2025事業）＜経済産業省＞ ・戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギーハウス（ZEH）化等支援事業及び集合住宅の省CO2化促進事業＜環境省＞ ・しがZEH新築支援事業費補助金＜滋賀県＞

Q18	注文住宅を購入しました。まだ入居していないのですが、申請できますか？
A18	世帯の住民票の住所が新居になった時点で申請可能になります。 合わせて以下の条件もご確認ください。 ・婚姻日前に住居の契約をしている場合は、婚姻日から起算して1年以内に契約をしていること ・住居の引き渡し完了しており、建物の所有権が申請者又はその配偶者に移転されていること